

入札説明書

介護分野における人材確保のための
雇用管理改善推進事業（神奈川県）

神奈川県労働局

「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）」の調達契約に関わる入札公告（平成29年2月9日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

神奈川県労働局総務部長 丸山 陽一

2 一般競争に付する事項

(1) 件名

「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）」の委託業務

(2) 仕様

別添1「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業委託要綱（以下「委託要綱」という。）」のとおり。

※ 委託要綱の不明点は下記4（1）の担当者に照会すること。

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

イ 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の遂行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。また、契約条件については委託要綱の「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）委託契約書（以下「契約書」という。）」を十分確認の上、入札金額を見積もること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

オ 一般競争入札（総合評価落札方式）であるが、予算決算及び会計令（以下「予決算」という。）第85条に基づく最低入札価格調査基準額を設ける。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第 29 条の 4、第 29 条の 9、予決令第 72 条第 1 項、第 77 条第 2 号及び第 100 条の 3 第 3 号）。

(7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予決令第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」において「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

(4) 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。

(5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財

務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 入札書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 入札書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付場所

〒 2 3 1 - 0 0 1 5 神奈川県横浜市中区尾上町 5 - 7 7 - 2 馬車道ウエストビル 3 階
神奈川労働局職業安定部職業安定課

担当：大槻

電話：0 4 5 - 6 5 0 - 2 8 0 0（内線 1 3 0）

(2) 入札説明書の交付期間

平成 2 9 年 2 月 9 日（木）1 2 時～平成 2 9 年 3 月 8 日（水）1 7 時

(3) 入札に関する問い合わせ先及び期間

ア 問い合わせ先・方法

上記（1）の電話にて受け付ける。

イ 問い合わせの受付期間

平成 2 9 年 2 月 1 0 日（金）～平成 2 9 年 2 月 2 7 日（月）1 7 時

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、平成 2 9 年 3 月 1 日（水）までに、質問者及び入札書類を交付しかつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

5 入札説明会の開催

以下のとおり入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成 2 9 年 2 月 2 1 日（火）1 4 時 0 0 分

(2) 開催場所

神奈川県横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル4階
神奈川労働局分庁舎会議室

(3) 出席人数

1機関あたり2名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、平成29年2月20日(月)12時までに上記4(1)の連絡先へ電話にて申し込むこと(期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。)

また、説明会の会場で入札説明書の配付はしないため、事前に上記4(1)の場所、または神奈川労働局ホームページ(<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)で入札説明書を入手(無償で配付。事前連絡は不要。)してから参加すること。

6 提案書類の提出等

(1) 提案書類の受領期限

平成29年3月9日(木)17時

ただし、受付は開庁日の9時から12時、13時から17時までとする。

上記4(1)まで直接提出すること。

また、郵送(書留郵便に限る。)も可とするが、上記4(1)あてに提案書類の受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(2) 提出書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

(3) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

7 電子入札システム(電子入札システムにより入札を行う場合)

本入札案件は、電子入札システムにより厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)及び入札書の提出並びに開札を行う。電子入札システムにより入札に参加する場合は、当該システムに定める手続きに従うこと。

また、紙入札方式により入札に参加する場合は、別紙4様式「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を8(1)あて平成29年3月9日(木)17時までに提出すること。

8 入札書の提出等

(1) 入札書の受領期限、提出場所・方法等

ア 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒231-8434 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

神奈川労働局総務部総務課会計第2係

担当：三木野

電話：045-211-7350（内線6057）

イ 入札書の提出（電子入札システムにより入札を行う場合）

平成29年3月9日（木）17時までに支出負担行為担当官側に到着するよう提出すること。

なお、電子入札システムによる場合、通信状況により入札書等が支出負担行為担当官側に到着しないおそれがあるので、期限までに余裕をもって入札書等の提出を行うこと。

イ 入札書の提出（紙により入札を行う場合）

入札書は別紙1の様式により作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長あて）及び「平成29年3月27日開札「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）」入札書在中」と朱書きし平成29年3月9日（木）17時までに提出すること。

また、郵送により提出する場合は書留郵便に限るものとし、上記アあてに入札書の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

(2) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記8（1）まで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 当該資格審査が開札日時までに終了しない又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

ウ 代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

エ 別紙7の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなっ

たときは、当該者の入札を無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

9 開札の取扱い

(1) 開札日時及び場所

平成29年3月27日(月) 11時05分

横浜第2合同庁舎 神奈川労働局大会議室

(2) 開札の手順等 (電子入札システムによる開札の場合)

電子入札システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(2) 開札の手順等 (紙入札方式による開札)

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した金額の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札に参加する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を準備しておくこと。

なお、電子入札システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。(電子入札システムによる開札の場合)

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

(電子入札システムによる入札の場合)

ア この一般競争に電子入札システムによる入札参加を希望する者は、別紙5により平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し等をスキャナ等により電子データ化したものを、電子入札システムの手順に応じて平成29年3月8日(水)17時まで提出しなければならない。

なお、送付する際において、システム上、ファイルを一度しか送付できないので併せて留意されたい。

イ 電子入札で入札参加をする場合であって、特段の事情により競争参加資格確認関係書類

を電子データ化することができない場合については同書類を紙によって提出することを認めるが、その場合であっても、電子入札システムにより任意の書式を MS-Word 又は一太郎で作成したものを添付して電子入札システムの手順に応じて提出すること。

なお、本処理を行わない場合、システム上による入札ができなくなるので留意すること。

(紙による入札の場合)

この一般競争に紙による入札参加を希望する者は、別紙 5 により平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を、平成 29 年 3 月 9（木）17 時までに上記 8（1）に提出すること。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。また、入札者等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

(4) 契約書の作成等

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

カ 平成 29 年度予算が平成 29 年 4 月 1 日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内

容等について別途協議することとする。

(5) 支払方法

適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払う。

11 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先（電子入札システムによる入札の場合）

- ・ヘルプデスク 03-5437-0732
- ・ホームページ <http://www.ebid.mhlw.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記 8（1）に連絡すること。

12 提出書類

- (1) 入札書（別紙 1） 1 部
- (2) 委任状（別紙 3） 1 部
- (3) 紙入札方式による入札参加申入書様式（別紙 4） 1 部
- (4) 競争参加資格確認関係書類（別紙 5）
別紙 5 の 1 に記載されている提出書類 各 1 部
- (5) 提案書類
 - ア 提案申請書（別紙 2） 8 部（原本 1 部、写し 7 部）
 - イ 提案書（※別紙 9 に留意すること） 8 部（原本 1 部、写し 7 部）
 - ウ 添付書類（提案者の概要が分かる資料、提案書の記載内容に係る参考資料）
8 部（原本 1 部、写し 7 部）

※1 写し 7 部については、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

※2 (1)「入札書」、(2)「委任状」、(3)「紙入札方式による入札参加申入書様式」及び(4)「競争参加資格確認関係書類」については上記 8（1）に、(5)「提案書類」については上記 4（1）に提出すること。なお、電子入札システムでの参加者については、(3)「紙入札方式による入札参加申入書様式」の提出は不要。

13 企画提案会の開催

有効な提案書類を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために必要に応じて実施する。

14 その他留意事項

- (1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A 4 を原則とする。なお、提案書の作成においては、別紙 9「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業提案書作成上の留意事項」を確認すること。
- (2) 委託に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。
- (3) 委託事業は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の

- 一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ神奈川県労働局の承認を受けること。
- (4) 受託者は、業務において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
 - (5) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
 - (6) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
 - (7) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (8) 入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
 - (9) 特許権、著作権等のあるものを提案書で利用する場合には、事前に承諾を得ること。
 - (10) 提案書類の取扱い
 - ア 提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された提案書類は返却しない。
 - ウ 提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
 - (11) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等级以上の担当者として支出負担行為担当官が認める者でなければならない。
 - (12) 提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。
 - (13) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。
 - (14) 提出された提案書類の文言・デザイン等については、国の事情により変更が生じることもあるので留意すること。

第2 総合評価に関する事項

1 業務内容の仕様

別添2「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業仕様書」のとおりとする。

2 総合評価に関する事項及び方法

別紙8「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業に係る評価項目及び評価基準」のとおりとする。

◎様式等

別紙1 入札書

別紙2 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）総合評価落

- 札方式による一般競争入札提案申請書
- 別紙 3 委任状
- 別紙 4 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- 別紙 5 競争参加資格確認関係書類
- 別紙 6 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙 7 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙 8 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業に係る評価項目及び評価基準
- 別紙 9 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業提案書作成上の留意事項
- 別添 1 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業委託要綱
- 別添 2 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業仕様書

入 札 書

¥

※見積もった契約金額の108分の100に相当する金額

件 名：介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進
事業（神奈川県）

上記のとおり入札説明書を承諾の上、入札いたします。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者
(代 理 人) 印
印)

支出負担行為担当官

神奈川県労働局総務部長 殿

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）
総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
神奈川県労働局総務部長 殿

商号又は名称
代表者職氏名 印

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）の委託先として総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	労働者数	人

直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容

直近における類似事業の実績有無 (有 ・ 無)			
過去における類似事業に関わる契約実績			
事業名	契約期間	事業内容及び概要、本事業との類似性	契約金額等
	自 至		千円
	自 至		千円
	自 至		千円
	自 至		千円
	自 至		千円

財務諸表

今期の見込み及び過去の実績			
項目	平成 28 年度 (確定・見込) / ~ /	平成 27 年度 (確定) / ~ /	平成 26 年度 (確定) / ~ /
売上高	千円	千円	千円
当期損益又は年度損益	千円	千円	千円
前年度繰越損益	千円	千円	千円
年度末未処分利益	千円	千円	千円
年度末借入金残高	千円	千円	千円

添付資料： 会社概要、貸借対照表、損益計算書

委任状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め下記事項の
入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

(委任事項)

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）

平成 年 月 日

住 所
商 号
代表者

印

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 殿

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムによる入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 案件名：「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）」

- 2 電子入札システムでの参加ができない理由

(記入例)
 - ・ 認証カードの申請中であるが、手続きが遅れているため

- 3 紙入札業者登録内容（別添「紙入札業者登録票」のとおり）
※電子入札システムに登録する必要があるため、すべて記入すること（⑦及び⑩については、該当なき場合は省略可）。

(別添)

紙 入 札 業 者 登 録 票

① 資格審査登録番号	
② 企業名称	
③ 郵便番号	
④ 所在地	
⑤ 代表者職名	
⑥ 代表者氏名	
⑦ 部署名	
⑧ 代表者電話番号	
⑨ 代表者FAX番号	
⑩ 連絡先名称	
⑪ 連絡先氏名	
⑫ 連絡先郵便番号	
⑬ 連絡先住所	
⑭ 連絡先電話番号	
⑮ 連絡先FAX番号	
⑯ 連絡先メールアドレス	

※ 電子入札システムでの参加業者については、提出は不要。

※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※ 「部署名」は、代表者の所属部署が特段ない場合には空欄でもよい。

競争参加資格確認関係書類

1 提出書類

- (1) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (2) 以下の直近 2 年間の保険料の領収書の写し（ア、イともに必須。ただしイについてはいずれか。）
 - ア 労働保険
 - イ 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく平成 28 年の障害者雇用状況報告書の写し。また、障害者雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写し（計画作成命令を受けていない事業者においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）
 - なお、報告対象となっていない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類
- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく平成 28 年の高年齢者雇用状況報告書の写し。また、常用労働者数が 30 人以下の場合、または平成 28 年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業者においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し
- (5) 競争参加資格に関する誓約書（別紙 6）
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 7）及び添付書類

2 提出部数 各 1 部

3 提出期限 平成 29 年 3 月 9 日（木） 17 時（時間厳守）

※ 郵送（書留郵便に限る。）による場合は、平成 29 年 3 月 8 日（水）必着

競争参加資格に関する誓約書

介護分野の人材確保のための雇用管理改善推進事業（神奈川県）に係る入札に参加するに当たり、以下の事実相違がないこと及び事実相違があった場合には速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 労働局から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- (1) 提案書類提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
 - (2) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（提案書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - (4) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - (5) 提案書類提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続の開始申立がなされていない者であること。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

暴力団等に該当しない旨の誓約書

(私 / 当社) は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

※ 個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業に係る評価項目及び評価基準

1 落札者決定方法について

- (1) 応札者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち2に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札額が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札に係る技術等が入札の公告（これに係る入札説明書を含む。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値が最も高い者が2者以上ある場合は、当該応札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分は、次のとおりとする。

総得点：300点

価格点：100点

技術点：200点

うち価格と同等に評価できない項目 100点（別紙審査用紙の※1）

うち価格と同等に評価できる項目 100点（別紙審査用紙の※2）

- (2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た額を1から減じた値に100点を掛けて得た値を価格点とする。

計算式： $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$

- (3) 技術等の評価方法については、次のとおりとする。

ア 別紙審査用紙に各技術審査委員が評価項目ごとに技術点を記載する。

イ 評価の対象とする技術的要件については、本事業の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

ウ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、要件を充足している場合は配分された点数を与え、充足していない場合は0点となる。

エ 必須とする項目のうち、1つでも0点となった項目がある場合は、その応札者は不合格となる。

- (4) 次のいずれかに該当する応札者（ワーク・ライフ・バランス推進企業）について、評価対象とする。

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下

「若者雇用促進法」という。) その他関係法令に基づく認定(認定の基準が複数あるもの
にあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満た
したものに限る。)を受けた応募者

イ 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないもの
に限る。)を策定し、都道府県労働局へ届出を行った応募者(常時雇用する労働者の数が300
人以下のものに限る。)

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人についても評価対
象として取り扱う。

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業に係る提案書技術審査用紙

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分			
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計	
1 事業の実施方針		/ 30点	/ 10点	/ 40点	
(1)事業の目的・趣旨の理解	事業の目的及び趣旨を理解し、公正・中立的な立場で事業を実施できるか	/ 15点		/ 15点	
(2)提案書の記載内容	仕様書記載の事業内容について、すべて網羅されているか	/ 15点		/ 15点	
(3)事業実施のスケジュール	事業が円滑に進められるよう、適切なスケジュールとなっているか		/ 10点	/ 10点	
2 事業内容		/ 0点	/ 85点	/ 85点	
(1)雇用管理改善企画委員会の設置	雇用管理改善企画委員会の設置について、独自の工夫がなされているか		/ 5点	/ 5点	
(2)調査等対象企業の開拓・選定	調査等対象事業所の開拓・選定方法について、独自の工夫がなされているか		/ 10点	/ 10点	
(3)先進事業所モデル調査の実施	雇用管理制度の導入支援のためのコンサルティング等の訪問調査について、独自の工夫がなされているか		/ 10点	/ 10点	
	導入した雇用管理制度の運用支援のためのコンサルティング等の訪問調査について、独自の工夫がなされているか		/ 10点	/ 10点	
(4)地域ネットワーク・コミュニティの構築	支援対象企業について、十分な訪問回数を期待できる計画となっているか		/ 5点	/ 5点	
	導入した雇用管理制度の運用支援のためのコンサルティングや、支援終了後も事業主の自主的な取組が継続できる、独自の工夫がなされているか		/ 20点	/ 20点	
(5)経験交流会の開催	労働局管内各地域に雇用管理改善サポーターを派遣できる能力またはネットワークを有しているか		/ 5点	/ 5点	
	先進事業所モデル調査と地域ネットワーク・コミュニティ等との相乗効果や多くの事業主等の参加が期待できる計画となっているか(創意工夫、広報ツール等)		/ 20点	/ 20点	
3 組織としての経験・能力		/ 35点	/ 15点	/ 50点	
(1)管理能力、類似事業の実績	事業を行う上で適切な財政基盤、支出に係る証拠書類等の整理、一般的な経理処理能力を有しているか	/ 10点		/ 10点	
	事業の遂行のために必要な見識・知見を持っているか	/ 15点		/ 15点	
	過去に委員会を運営した経験があるか		/ 5点	/ 5点	
(2)事業遂行のための人員体制	過去に同様の調査等(コンサルティング、聞き取り調査、縦断調査等)を実施したことがあるか		/ 5点	/ 5点	
	管理者の管理能力が十分にあり、事業が遂行可能な人員体制の整備がなされているか	/ 10点		/ 10点	
	業務のバックアップ体制は確保されているか		/ 5点	/ 5点	
4 業務従事予定者の経験・能力		/ 10点	/ 10点	/ 20点	
(1)専門知識、適格性	事業の遂行のために必要な見識・知見・資格を持っているか	/ 10点		/ 10点	
(2)類似業務の経験	過去に同様の委員会を運営した経験がある者がいるか		/ 5点	/ 5点	
	過去に同様の調査等(コンサルティング、聞き取り調査、縦断調査等)を実施した経験がある者がいるか		/ 5点	/ 5点	
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進(注3)	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目(注4) (認定基準5つのうち1~2つ〇) 2点 2段階目(注4) (認定基準5つのうち3~4つ〇) 4点 3段階目 (認定基準5つすべて〇) 5点 行動計画(注5) 1点		/ 5点	/ 5点
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん 2点 プラチナくるみん 4点			
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	4点			
	合 計	/ 75点	/ 125点	/ 200点	

※1 価格と同等に評価できない項目(創造性、新規性等) : 100点

※2 価格と同等に評価できる項目(事業の実施体制、組織の経営基盤、過去の類似業務の実績等、事業の実行可能性を確保するための評価項目等) : 100点

(注1) 基礎点(必須)項目は、最低限の要求要件であり、要求要件を充足している場合は配分された点数を与えられ、充足していない場合は0点となる。

1項目でも要求要件が充足できないとみなされ点となった項目がある場合は、その入札参加者は不合格となる。

(注2) 加点(任意)項目(「5 ワーク・ライフ・バランス等の推進」を除く。)は、評価に応じて得点を与える。

採点基準は、Aを最上位とする6段階評価とし、評価項目ごとに該当する評価(A~F)をつけ、コメントがあれば、欄外に付記すること。

20点満点の項目:A(特に優れている)=20点、B(優れている)=16点、C(普通)=12点、D(やや劣る)=8点、E(劣る)=4点、F(非常に劣る)=0点

15点満点の項目:A(特に優れている)=15点、B(優れている)=12点、C(普通)=9点、D(やや劣る)=6点、E(劣る)=3点、F(非常に劣る)=0点

10点満点の項目:A(特に優れている)=10点、B(優れている)=8点、C(普通)=6点、D(やや劣る)=4点、E(劣る)=2点、F(非常に劣る)=0点

5点満点の項目:A(特に優れている)=5点、B(優れている)=4点、C(普通)=3点、D(やや劣る)=2点、E(劣る)=1点、F(非常に劣る)=0点

(注3)「5 ワーク・ライフ・バランス等の推進」については、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(注4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に関する基準を満たすことを必要とする。

(注5) 女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注6) 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業提案書作成上の留意事項

提案書の作成に当たっては、別添2「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業仕様書」（以下「仕様書」という。）、別紙8「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業に係る評価項目及び評価基準」をよく確認の上、入札説明書本文第1「14 その他留意事項」のほか、以下の点に留意して作成すること。

1 事業の実施方針

ア 事業の趣旨・目的への理解

介護労働者の雇用管理改善に係る現況と課題及び業界の動向についての認識を記載した上で、本事業の趣旨・目的に対する提案者の理解について記載すること。

イ 提案書の記載内容

仕様書記載の事業内容について、すべて網羅して記載すること。

ウ 事業実施のためのスケジュール

仕様書6の事業内容(1)から(5)について、適切な事業実施のための全体スケジュール(年間)を記載すること(別紙可)。

2 事業内容

ア 雇用管理改善企画委員会の設置(仕様書6(1)関連)

雇用管理改善企画委員会の委員構成、開催時期、回数、参加人数、その他独自の工夫点等について記載すること。

イ 調査等対象事業所の開拓・選定(仕様書6(2)関連)

調査等対象事業所を開拓する手段・方法等について独自の工夫点等について記載すること。

ウ 先進事業所モデル調査の実施(仕様書6(3)関連)

(ア) 雇用管理制度の導入支援及び運用支援のための訪問調査及びコンサルティングの実施方法や、先進的・実践的な雇用管理モデルを作成するための創意工夫・取組について記載すること。

(イ) 地域内に雇用管理改善サポーターを派遣可能である能力または活用可能なネットワーク等について記載すること。

(ウ) 仕様書11(1)の目標を達成するための創意工夫等について記載すること。

エ 地域ネットワーク・コミュニティ構築(仕様書6(4)関連)

(ア) 雇用管理制度の導入支援及び運用支援のためのコンサルティングの実施方法や、地域ネットワーク・コミュニティを構築するための創意工夫・取組について記載すること。

(イ) 支援終了後も事業主の自主的な取組が継続できるための独自の工夫点等について記載すること。

(ウ) 地域内に雇用管理改善サポーターを派遣可能である能力または活用可能なネットワーク等について記載すること。

(エ) 仕様書 11 (1) の目標を達成するための創意工夫等について記載すること。

カ 経験交流会の開催（仕様書 6 (5) 関連）

多くの事業主の参加を促すための経験交流会開催の周知・広報の手段・方法（活用可能なネットワーク、広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）や、経験交流会において事業主の雇用管理改善の気運を高めるための工夫点等について記載すること。

また、パンフレットを作成する場合は、事業主に広く普及・啓発するための周知・広報の手段・方法（活用可能なネットワーク、広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）、工夫点等を記載すること。

キ 国の施策との連携（仕様書 7 関連）

介護労働者法における改善計画認定制度又は職場定着支援助成金の利用促進に当たって、コンサルティング等を通じた周知方法や、都道府県労働局・ハローワークへの誘導方法や連携方法、その他の国の施策との連携など特記事項があれば記載すること。

ク その他

報告書を作成する上での独自の工夫等について記載すること。

3 組織としての経験・能力

ア 管理能力、類似事業の実績

(ア) 事業を行う上で適切な財政基盤、支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有することを記載すること。

(イ) 組織として事業の遂行のために必要な見識・知識を有することを記載すること。

(ウ) 過去にセミナーや委員会、情報提供事業等、または労務管理や人材育成等に係る相談支援等を実施した経験がある場合は、実施年度、内容、目的等について記載すること。

(エ) 過去に事業主に対するコンサルティング（相談支援）や聞き取り調査、横断調査等を実施した経験がある場合は、実施年度、内容、目的等について記載すること（雇用管理に直接関連しないものも含む。）。

イ 事業遂行のための人員体制等

(ア) 事務所の設置

事務所の所在地、設備、連絡体制等について記載すること。

(イ) 人員体制

仕様書で定める一般職員、雇用管理改善サポーターの体制について記載するとともに、本事業に係るサポート体制、連絡体制等について記載すること。

4 業務従事予定者の経験・能力

ア 専門知識、適格性

一般職員、雇用管理改善サポーターについて、本事業の遂行のために必要な見識・知見・資格を有する者を従事させることについて記載すること。

イ 類似業務の経験

(ア) 一般職員

過去に本事業に委員会を運営した経験を有するなど、本事業を円滑かつ効果的に遂行するに当たり十分な知識及び経験を有する者を従事させることができるか記載すること。

(イ) 雇用管理改善サポーター

過去に本事業に類似する業務（事業主に対するコンサルティング（相談支援）、聞き取り調査、横断調査等）を実施した経験を有するなど、本事業を円滑かつ効果的に遂行するに当たり十分な知識及び経験を有する者を活用することができるか記載すること。